

様式第1号

介護労働者設備等整備モデル奨励金 導入・運用計画（変更）書

介護労働者設備等整備モデル奨励金 導入・運用計画（変更）書の認定を受けたいので以下のとおり申請します。												
労働局長 殿			事業主 住所 〒 又は 名称 代理人 氏名		平成 年 月 日 印							
<p>代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に介護労働者設備等整備モデル奨励金の支給に係る事業主（計画者）の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主（計画者）の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。</p>												
事業主又は 社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者)			住所 〒 名称 氏名		印							
① 計 画 者	(1) 事業主の主たる事業所の 雇用保険適用事業所番号		-	(2) 資本額又は 出資総額		千円						
	(3) 雇用保険の 一般被保険者数		イ 本書提出日の被保険者数 _____ 人 ロ 計画提出日の6ヶ月前の日からの離職被保険者数 _____ 人									
	(4) 主たる事業			(5) 設立年月日 明・大・昭・平 年 月 日								
	(6) 現在行っている介護事業の 内容について記載して下さい。		(現在行っている介護事業の内容)									
	(7) 導入・運用計画期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日									
	(1) 過去3年以内に本奨励金の支給を受けたことの有無（無・有（有の場合は次のイ～ハを記入））											
	② 受 給 予 定 額 等	イ 介護労働者設備等整備モデル奨励金 受給済額		円								
ロ 直近の支給決定日		平成 年 月 日										
ハ 介護労働者設備等整備モデル奨励金 受給限度額（300万-イの額）		円										
(2) 導入・運用に係る対象経費見込額（イ+ロ+ハ+ニ）												
イ 介護福祉機器の購入又は賃借に要する費用見込額 (様式第1号別紙1のとおり)		円										
ロ 介護福祉機器の設備の導入に付随する工事費見込額 (様式第1号別紙2のとおり)		円										
ハ 保守契約の費用見込額 (様式第1号別紙2のとおり)		円										
ニ 介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要する費用見込額 (様式第1号別紙3のとおり)		円										
(3) 受給予定基準額（(2)の額×1/2）(300万を超える時は300万と記入)					円							
(4) 受給予定額（(3)の額が(1)ハの額を超える時は(1)ハの金額を記入）					円							
③ 国・地方公共団体等からの補助金等受給の有無 有（ ）・無												
④ 過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとしたことの有無					有 ・ 無							
⑤ 申請書作成担当者				電話番号								
社会保険労務士記載欄			作成年月日、提出代行・事務代理者の表示		氏名							
					電話番号							
※処理欄	受理年月日		平成 年 月 日		認定年月日							
	認定金額		円		認定番号							
	備考											
※ 決 裁 欄							局 長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	担 当

様式第1号（注意書き）

（提出上の注意）

- 1 この用紙を計画の認定のために使用する場合は、標題中「（変更）」を抹消して下さい。また、変更申請の場合は、標題の（変更）を○で囲んで下さい。
- 2 この計画書は、事業主（企業単位）の主たる事業所（通常、本社となります。）の所在地を業務担当区域とする都道府県労働局職業安定部に提出して下さい。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、管轄労働局にお問い合わせ下さい。
- 3 この計画書は、別紙と共に最初に介護福祉機器を導入する月の初日の1ヶ月前までに提出して下さい。
- 4 この計画書を提出する場合は、次の書類を添付して下さい。
 - （1）介護保険法に基づく指定又は許可を受けていることを証明する書類、登記事項証明書等、介護関係業務の事業を行っている事業主であることを確認するための書類
 - （2）「介護労働者設備等整備モデル奨励金介護福祉機器設置・整備申告書（様式第2号）」
 - （3）「介護労働者雇用管理責任者」の選任を書面で行っている場合は、その書面（写）
 - （4）導入する介護福祉機器を確認することのできるカタログ、価格表、見積書等（写）
 - （5）職員へのアンケート調査等導入効果の把握に要する書類（他の書類で確認できる場合は除く。）
 - （6）その他管轄労働局長が必要と認める書類
- 5 導入機器・整備内容等、当該計画の内容に変更が生じるときは、変更を申請しなければなりません。変更の際は、この用紙を計画変更書として使用します。詳細な手続き、記入方法については、あらかじめ労働局にお問い合わせ下さい。変更の申請は、変更が生じる2週間前までに申請することが必要です。なお、変更の申請がなされず認定された計画との違いがある場合、支給決定されないことがあります。
- 6 その他、この計画について労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、ご協力下さい。
- 7 支給申請するときは、必要な書類の整備又は提出が必要です。

（記入上の注意）

- 1 ①－(1)については、雇用保険適用事業所設置の届出をしていない計画者については、当該届出後遅滞なく都道府県労働局あてに事業所番号を届け出て下さい。
- 2 ①－(3)イには、この計画書提出日における計画者に係るすべての事業所（導入事業所のみではない。）に雇用される雇用保険の一般被保険者（短時間労働者である一般被保険者を含みます。）の数を記入して下さい。
- 3 ①－(4)ロには、申請者に係るすべての事業所（導入事業所のみではない。）を離職した雇用保険の一般被保険者の数を記入して下さい。※短時間労働者である一般被保険者とは、週当たりの労働時間が20時間以上30時間未満（30時間以上の場合は、短時間労働者ではない一般被保険者となります。）であって、1年以上引き続き雇用されることが見込まれる者をいいます。
- 3 ①－(4)については、介護関係事業の場合はその業種すべてを挙げて下さい。
- 4 ①－(7)には、導入・運用計画の期間（最初に介護福祉機器を導入する月の初日を起算日とする3ヶ月以上1年以内の期間）を記載して下さい。なお、この期間内に導入、運用、機器の支払いが完了することが必要です。当該計画期間を超える賃借や分割払による支払い、保守契約など、期間内に支払いが完了しない場合は、計画期間内の最後の支払いをもって支払いが完了したものとみなします。
- 5 ②－(3)については、1円未満は切り捨てにしてください。
- 6 ②－(4)には、(3)の額が(1)のハの支給限度額を超える場合は、支給限度額を、支給限度額より少ない場合は(3)の額を記載して下さい。
- 7 この計画書の提出日において、国・地方公共団体、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している（予定を含む。）場合は、この奨励金の支給対象とならない場合があります。③欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金等のすべてについてその名称を記入して下さい。書ききれない場合は別紙に記入して添付して下さい。
- 8 ⑤欄には、この計画書の内容を了解している作成担当者を記入して下さい。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

（書類等の保管）

奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金の申請に当たって提出した書類等について、当該奨励金等の最後の支給日の属する年度から起算して5年間整理保管することとされています。また、これらの書類等について都道府県労働局より提示、提出を求められたときは、速やかに提示又は提出下さい。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法又は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定に基づき罰せられることがあります。

（奨励金の支給を受けるためには、以下のような条件が定められています。この他の条件等の詳細については、労働局にお問い合わせ下さい。）

- （1）導入・運用計画書の提出日の6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）において、事業主が雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合で解雇（勧奨等退職を含む。）していない事業主であること。
- （2）基準期間において、3人を超え、かつ、雇用保険被保険者数の6％に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
- （3）支給申請日の属する年度の前々年度より前の保険年度に、労働保険料を滞納していないこと。
- （4）過去3年以内に偽りその他不正行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主でないこと。
- （5）過去に、支給を受けた本奨励金の累計額が、上限額（300万円）に到達した場合は、当該奨励金に係る管轄労働局長が行った最後の支給決定をした日の翌日から起算して3年を経過していること。ただし、奨励金の上限額に到達するまでは、当該支給決定日以降であれば、新たな導入・運用計画の申請を行うことができる。
- （6）労働関係法令を遵守していること。